

宮崎県登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会実施要領

令和 8 年 9 月 9 日制定
宮崎県農政水産部
畜産局家畜防疫対策課

(目的)

第 1 条 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定により公表された豚熱に関する特定家畜伝染病予防指針（以下「指針」という。）に基づく豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係り、県が開催する登録飼養衛生管理者研修会に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 研修の対象者は、指針留意事項 15 に規定する認定農場の登録飼養衛生管理者として、家畜防疫員又は指針留意事項 14 に規定する知事認定獣医師の管理の下、ワクチン接種を実施する必要がある者（以下、「研修対象者」という。）とする。

(開催方法及び内容)

第 3 条 本研修会は、研修対象者がワクチンを適切に実施するために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図ることを目的とし、県は、研修対象者が研修を受講する機会を確保するため、地域の実情及び研修対象者の状況を踏まえ、開催回数、実施時期及び実施方法に留意しながら研修会の開催を計画する。なお、研修会の内容は、指針留意事項 15 で定める別紙 2 の登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会実施要綱（以下「要綱」という。）3 の（3）に基づいて実施する。なお、他都道府県で既に要綱に基づき研修を修了した者について、全部又は一部の研修事項について十分習熟していると県が認めるときには、県の判断により研修内容の全部又は一部を省略することができるものとする。

(研修の受講申請)

第 4 条 飼養衛生管理者であって、防疫指針第 3－2 の 1 の（3）の②で規定された都道府県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して既にワクチン接種を実施している者であっても、改正法施行後も継続して豚熱ワクチンを接種するためには、改正法が施行される前までに改正法附則第 3 条第 1 項の規定により行う研修の過程を修了し、同条第 3 項の登録を改めて受ける必要がある。

2 研修の受講を希望する研修対象者は、次の各号に定めるいずれかの方法により研修を受講する必要がある。ただし、過去に受講履歴のない者については原則実地研修により受講する必要がある。

（1）各地域で実施する実地研修への参加

（2）県で作成する資料を用いたオンライン等による自主研修（以下「オン

ライン研修」という。)

- 3 前項（１）各地域で実施する実地研修への参加による受講を希望する研修対象者は、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会受講申請書（様式１）に必要事項を記載し、研修会を開催する家畜保健衛生所へ申請を行う。前項（２）オンライン研修を受講した研修対象者は受講後に登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会受講報告書（様式２）に必要事項を記載し、管轄の家畜保健衛生所へ提出する。

（研修の修了及び登録）

第５条 家畜保健衛生所は、実地研修を受講する研修対象者については受講者の確認を対面で実施の上、修了証（様式３）を交付する。また、オンライン研修を受講した研修対象者からは登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会受講報告書（様式２）を提出させ、受講の確認を行った上で修了証を交付する。

修了証の交付を受けた者のうち、家畜伝染病予防法附則第６条第１項に規定される登録飼養衛生管理者の登録を希望する者は登録飼養衛生管理者登録申請書（様式４）及び登録飼養衛生管理者の登録に係る欠格要件の確認書（様式５）に必要事項を記載し、最寄りの家畜保健衛生所へ提出する。

- 2 県は、登録飼養衛生管理者登録申請書（様式４）を提出した者が、ワクチン接種の適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断した場合、家畜伝染病予防法附則第６条第２項に規定される登録飼養衛生管理者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。なお、同法第６条第１項ただし書き第１号から第４号に定める者は研修を修了しても登録を受けることはできない。

- 3 県が名簿に記載する内容は、次の各号に掲げる項目とする。

（１）研修会の修了番号及び修了年月日

（２）氏名、生年月日、住所

（３）登録飼養衛生管理者として従事する県内の農場名及び住所

- 4 名簿への登録は、１年ごとに第３条に規定する研修を受講し、家畜保健衛生所から修了証（様式３）の交付を受けなければ、失効する。

- 5 登録飼養衛生管理者は、第３項の第１号から３号に係る名簿の記載事項に変更が生じた場合、登録事項変更届（様式６）に該当する変更事項を記載し、認定農場を管轄する家畜保健衛生所へ速やかに届け出なければならない。県は、届出を受けた変更箇所を確認し、登録飼養衛生管理者名簿を修正する。

（登録の取消し及び削除）

第６条 県は、登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には登録を取り消さなければならない。

（１）家畜伝染病予防法附則第６条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合

（２）家畜伝染病予防法附則第５条の規定により行う動物用生物学的製剤の使用の業務に関し不正の行為があった場合

（３）虚偽又は不正の事実に基づいて家畜伝染病予防法附則第６条第１項の登

録を受けた場合

- 2 県は、家畜伝染病予防法附則第6条第1項の登録が飼養衛生管理者でなくなったことその他の事由により、その効力を失ったときは、その登録を削除しなければならない。

附 則

- 1 この要領は令和8年9月9日から施行し、同日適用する。
- 2 宮崎県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領（令和5年8月14日定め）は廃止する。

様式 1 （第 4 条関係）

登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会受講申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所：
氏 名：
生 年 月 日：昭和・平成 年 月 日
緊急連絡先： ー ー

このことについて、下記のとおり受講したいので、宮崎県登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会実施要領第 4 条に基づき申請します。

記

項 目		内 容 等
研修の種類		初回研修
開催日時		年 月 日 時から
開催場所 (場所を記入)		() 家畜保健衛生所 () 農業改良普及センター その他 ()
従事予定 農場 ①	農場名	
	住 所	
従事予定 農場 ②	農場名	
	住 所	
従事予定 農場 ③	農場名	
	住 所	

※ 必要に応じて行を追加すること

様式 2 （第 4 条関係）

登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会受講報告書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所 属：

報告者：

連絡先：

このことについて、宮崎県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領第 4 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

登録飼養衛生管理者 氏名	受 講 日	備考※
	年 月 日	

※従前の登録飼養衛生管理者研修会修了番号が分かる場合は記載すること

様式3

修 了 証

〇〇 〇〇 (年 月 日生)

上記の者を豚熱ワクチンの使用について必要な知識及び技能
を習得させるために行った登録飼養衛生管理者の登録のため
の研修の過程を修了した者と認める。

修 了 番 号 第 号

修 了 日 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長

様式 4（第 5 条関係）

登録飼養衛生管理者の登録申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

申請者の氏名

申請者の生年月日

申請者の住所

豚熱ワクチンを使用することを業務とするため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号、以下「法」という。）附則第 6 条第 1 項に規定される登録飼養衛生管理者としての登録を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 飼養衛生管理者としての業務を行う農場名
- 2 飼養衛生管理者としての業務を行う農場の住所
- 3 飼養衛生管理者となっている衛生管理区域の住所
- 4 修了した登録飼養衛生管理者研修の種類
初回研修
- 5 4 の修了年月日及び修了証番号
令和 年 月 日 / 第 号
- 6 欠格要件の有無
無（別紙「欠格要件確認書」のとおり）
- 7 その他

1 の農場は、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）に定める認定農場であり、その全ての衛生管理区域は豚熱ワクチンの適正な管理体制を整備しています。

また、1 の農場における家畜の所有者は、1 の農場の衛生管理区域における衛生管理の方法について過去 1 年以内に法第 12 条の 6 第 1 項及び法第 34 条の 2 第 1 項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にありません。

様式 5（第 5 条関係）

登録飼養衛生管理者の登録に係る欠格要件の確認書

私は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）附則第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定された次の欠格要件のいずれにも該当しません。

- 1 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として、精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 家畜伝染病予防法、獣医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び獣医療法の規定であって農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 4 （1）又は（2）に該当して登録飼養衛生管理者の登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - （1）登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチンの使用の業務に関し、不正の行為があった場合
 - （2）虚偽又は不正の事実に基づいて登録飼養衛生管理者の登録を受けた場合

令和 年 月 日

氏名

登 録 事 項 変 更 届

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

【登録飼養衛生管理者】

住 所：

氏 名：

修了番号： 第 号

このことについて、下記のとおり登録内容を変更しましたので、宮崎県登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修会実施要領第 5 条に基づき届け出ます。

記

1 登録事項の変更箇所

事 項		変 更 前	変 更 後
住 所			
氏 名			
従事する 農 場 ①	農 場 名		
	住 所		
従事する 農 場 ②	農 場 名		
	住 所		
従事する 農 場 ③	農 場 名		
	住 所		

2 その他の変更事項